

鎌田公認会計士事務所
税理士法人 鎌田総合事務所
公認会計士 鎌田直善
税理士 鎌田ふくみ

風の強い日が続きます。市内でも一部被害があったと聞いております。
昨秋も、保険事故レベルの風害に見舞われました。皆様におかれましても、春の嵐にご注意ください。

平成29年度の税制改正について

公認会計士 鎌田 直善

平成29年度の税制改正法案が国会で可決・成立しました。今年の改正は、比較的地味な内容なので、あまり目につかなかったかもしれません。以下、主要ポイントを解説します。

1. 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（個人所得税）

→ 次々ページをご覧ください。

2. 所得拡大促進税制の拡充（法人税）

従業員給与が増額した場合、所定の条件を満たせば、増加額の10%の税額控除が受けられる制度があります。

この控除税額が拡充され、最大22%の税額控除が受けられるようになりました。当事務所では、従来から、それぞれのお客様について、条件を満たしそうな場合には、控除税額を試算したうえで、税額控除の適用をしています。

今後は、従業員給与の増額幅が大きければ、控除税額が大きくなる可能性があります。元データの整理等ご協力をお願いすることがあると思いますが、よろしくお願いいたします。

3. 試験研究費の税額控除制度の拡充（法人税）

従来からの試験研究費が増額した場合の税額控除制度が一部拡充されました。最大で試験研究費の最大17%の税額控除が受けられます。

試験研究費の支出がある場合はご相談ください。

4. 類似業種批准方式の計算式の変更（贈与税・相続税）

非上場会社の株式評価方式のひとつとして、「類似業種比準方式」があります。評価会社一株当たり純資産・利益・配当を元にして株価を算定する方式です。

従来は、この3要素を1:3:1の割合で勘案する算式となっていたのですが、今後は1:1:1の割合に変更されます。

これにより、他の比準要素に比べ、利益の多額な会社の株式評価額は相対的に下がり、配当・純資産が多額な会社の株式評価額は相対的に上がることになります。

当事務所では、事業承継への対策として、純資産の多額なお会社、利益の多額なお会社については、株式評価の試算をお勧めしてきました。

今後、特に純資産の多額な会社で、スムーズな事業承継が検討課題であるお会社については、株式評価の試算を試みることを、あらためてお勧めします。若干の御報酬をお願いすることにはなりますが、将来への備え・安心の一助になるものと考えます。

5. 中小企業の投資促進税制（法人税）

中小企業が設備投資をした場合、一定の条件を満たせば、取得価額の7%の税額控除等が受けられるなどの優遇税制がありますが、これが改組・拡充されました。

商業・サービス業が、新たに制度の対象となり、かつ、機械装置以外の器具備品・建物附属設備等も新たに対象とされました。小売業におけるショーケースなども対象となりえます。

また、税額控除が最大10%に引き上げられました。

ただし、これらの税額控除を、適用するには、事前に事業計画を作成・提出するなどの条件、または、工業会等の証明書を取り寄せるなどの条件があります。

設備投資をお考えの際には、事前にご相談ください。事業計画の作成を含め、サポートいたします。

6. 事業承継税制（相続税・贈与税の納税猶予制度）の一部要件緩和

従来から、同族会社などについて、次のような、相続税・贈与税の納税猶予制度がありました。

被相続人（例えば親）が先代の代表者であり、相続人（例えば子）が現代表者である場合で、一定の要件を満たせば、相続税・贈与税の納税を（一時的に）猶予するという制度です。

ただし、この納税猶予については、猶予を継続するための条件が別にあり、将来にわたって、従業員数を5年平均で8割以上維持するなどが必要です。

逆に言えば、将来、従業員数が8割を下回れば、その時点で、納税猶予が撤廃され、猶予されていた相続税・贈与税を支払う義務が復活するというものです。また、猶予が撤廃された場合は、利子税の納付義務が生じます。

この税制については、将来、納税義務が突如復活する、それも利子税付きで、というリスクがあります（しかも業績が苦しくなってきたときに復活する恐れがある）。そこで、従来、当事務所では、あまりお勧めしてはおりませんでした。

今回の改正により、この相続税・贈与税の納税猶予制度が、相続時精算課税と併用できるようになり、また、納税猶予撤廃の要件が一部緩和（端数処理の改正程度）されました。

とはいえ、猶予が撤廃されるリスクがあることは基本的に変わりませんので、やはり、適用するには慎重な考慮が必要と考えています。

7. 「積立NISA」制度の創設（個人所得税）

資産形成を支援するための「積立NISA」制度が創設されました。口座内で生じた配当・譲渡益が非課税になります。

年間の投資上限額が40万円、非課税期間が20年であり、投資対象は一定の公募等の株式投資信託とされています。

従来のNISAとは、いずれかを選択適用することとされています。

他に、平成29年度の税制改正として、

- ① 国外財産課税の見直し
- ② 組織再編税制の一部見直し（スピノフの際の課税繰り延べ）
- ③ 空港の到着エリアにおける到着地免税店制度の導入

などの改正がなされています。関連がおありの場合は、担当スタッフにお問い合わせください。

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについて スタッフ 田中 澄江

平成30年分の所得税より、配偶者控除及び配偶者特別控除が見直されます。

配偶者の収入が給与所得のみの場合、年収150万円以内であれば、配偶者控除と同額になるように、配偶者特別控除が適用されます。

所得税の世界では、「扶養に入っている」と同じ恩恵が受けられることとなります。ただし、納税者本人が勤務先から受給する「扶養手当」や、社会保険の「扶養」の判定金額は、それぞれ異なるため、注意が必要です。

(1) 配偶者控除

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者がいる納税者本人（居住者）について適用される配偶者控除額は、次のとおりとされます。

従来の配偶者控除については、高所得者ほど税負担の軽減効果が大きかったことから、担税力の調整のため、適用できる納税者本人の合計所得に制限が設けられ、納税者本人の合計所得金額が1,000万円超の場合、配偶者控除が適用できなくなりました。控除額も段階的に引き下げられています。

納税者本人の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円

(2) 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が、38万円超123万円以下に拡充されます（現行：38万円超76万円未満）。控除額については、納税者本人の合計所得金額、配偶者の合計所得金額に応じて、下表の範囲内で段階的に逡減

します。

なお、現行制度と同様に、合計所得金額が 1,000 万円超の納税者本人については、配偶者特別控除の適用はできません。

納税者本人の合計所得金額	配偶者の合計所得金額	控除額
900 万円以下	38 万円超～105 万円以下	38 万円～3 万円
900 万円超 950 万円以下	38 万円超～123 万円以下	26 万円～2 万円
950 万円超 1,000 万円以下	38 万円超～123 万円以下	13 万円～1 万円

ご不明な点は、スタッフにお尋ねください。

営業時間のお知らせ

土・日・祝日が定休日です。

まもなく来るゴールデンウィークも、カレンダー通りのお休みをいただきます。

よろしく願いいたします。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。